

群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例

平成25年6月28日
条例第1号

(職員の給与に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成十六年群馬県市町村会館管理組合条例第一号。以下「給与条例」という。）第四条第一項に掲げる職員給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年群馬県市町村会館管理組合条例第二号。以下「一部改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定による給料を含み、当該職員が給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額（一部改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職員	割合
職員給料表	職務の級一級から七級までの職員	百分の〇・九

2 特例期間においては、給与条例第三十条第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給与条例第三十条第一項 前項に定める額
- 二 給与条例第三十条第二項又は第三項 前項に定める額に百分の八十を乗じて得た額
- 三 給与条例第三十条第四項 前項に定める額に百分の六十を乗じて得た額
- 四 給与条例第三十条第五項 前項に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給与条例第二十条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に十二を乗じて得た額を同条に規定する年間所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第七項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項各号中「前項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第九項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

第二条 特例期間においては、群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成五年群馬県市町村会館管理組合条例第二号）第二十二條の規定の適用については、同項中「給与条例第

二十条」とあるのは、「群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年群馬県市町村会館管理組合条例第一号）第一条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第三条 特例期間においては、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十六年群馬県市町村会館管理組合条例第三号）第十六条第三項の規定の適用については、同項中「同条例第二十条」とあるのは、「群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年群馬県市町村会館管理組合条例第一号）第一条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

（給与の額の算出の基礎となる給料月額等）

第四条 給与条例に規定する手当のうち給料月額がその手当の額の算出の基礎となる手当の額については、第一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（端数計算）

第五条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（規則への委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。